

Title	軍事政策としての半済令
Author(s)	松永, 和浩
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2007, 41, p. 55-81
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/7596">https://hdl.handle.net/11094/7596</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 軍事政策としての半済令

松 永 和 浩

はじめに

南北朝内乱の最中に登場する半済令<sup>(1)</sup>は、荘園制あるいは公家・寺社諸権門に対する室町幕府の基本的性質を表現するものとして、これまで注目を集めてきた。かつては荘園体制の保障を本質とみる島田次郎氏と、解体を促進するものとみる永原慶二氏との間で論争が交わされた。<sup>(2)</sup>半済適用地と除外地を明確にしたいわゆる応安半済令について、島田氏は半済適用により在地領主層の要請にも応えようとする法的な統一的表现と捉え、永原氏は半済除外地よりも適用地である地頭職が設定された非一円領の比重が圧倒的であったと解釈して右の結論を導いた。宮川満氏・工藤敬一氏は、半済令の荘園擁護の側面を重視して、幕府の下で荘園制が変質しつつも存続したと述べた。<sup>(3)</sup>荘園保護法令へと評価が傾くなか、この論争に終止符を打ったのは村井章介氏であった。氏は、応安令の厳密な法解釈と適用事例検出から、荘園制の再建と守護の自立化抑制を意図した「天下一同徳政」と評価した。<sup>(4)</sup>

村井論文の成果に加え、工藤氏の「寺社本所一円領・武家領体制」概念を継承した近年の中世後期荘園制再編論<sup>(5)</sup>の高まりを背景に、再編の上で果たした応安令の役割・画期性が高く評価されるに至った。半済令研究では、荘

園保護の姿勢や寺社一円領／武家領の所領区分など応安令の特徴の起源をめぐって議論が展開することとなる。島田氏は、兵糧料所濫設抑止に主眼があった応安以前の半済令に対し、応安令は武家領の拡大と「本所一円領」再生産の保障が目的であったとして、応安令の面周期性に注目した。<sup>(6)</sup>だが多くの論者はそれ以前の法令との連続性から、応安令を相対化する方向で理解する。永井英治氏は観応三年（一二三二）以来の義詮執政期の寺社本所領回復令の存在に注目し、井原今朝男氏は、観応年間に「武家領」「本所領」「寺社一円領」の所領区分が登場し、延文（貞治年間（一二五六―六七）には本所領の地下強制返付が規定され、応安令の特別保護莊園群の制定につながる。と<sup>(7)</sup>する。一方、田端泰子氏は、半済を促進する観応令とは異なり、幕府の方針である半済停止と在地の動向である半済促進の両面が同居する延文令を応安令への傾斜とみる。<sup>(8)</sup>桑山浩然氏は、寺社本所領の一部返還のための妥協条件である兵糧料所設定容認という動きの最終到達点に「応安令を位置づけた」<sup>(9)</sup>。

以上の研究動向から、半済令が寺社本所一円領を保護する性格を有することについては共通認識となった。しかしその反面、莊園制否定ともとれる半済適用の条項の意味が十分捉えきれなくなってしまう点は否めない。その一因に、半済令のもつ軍事政策としての側面が、正面から議論されてこなかった点が挙げられる。半済令は兵糧料所の設置を制度化したものであることは、既に島田氏が強調したところである。小林一岳氏が指摘するように、兵糧の問題に直接関わる半済令について、戦争の視点から再検討することが重要な課題である。<sup>(10)</sup>

そこで半済令の軍事政策の側面に言及した研究を確認すると、観応三年令および応安令についてはそれぞれ、観応の擾乱・南朝との戦闘終息を承けた戦後処理との指摘がある。<sup>(11)</sup>そもそも、兵糧料所の設置・撤廃は情勢変化に応じてなされたはずであろう。<sup>(12)</sup>激戦と小康を繰り返す南北朝期の戦況のなか、戦後処理策としての半済令は他にも

見出せるだろう。反対に戦争推進策の意味を持つ法令の存在も十分想定できる。したがって、戦況との関連性を意識しながら、兵糧料所設置Ⅱ半済の認可と停止の別に注目することによって、半済令を軍事政策として評価することができると考える。

本稿は、軍事政策としての半済令の法解釈を示すことを目的とする。その際、政策意図と実効性・影響力とを弁別し、ひとまず前者に限定して解釈を確定する。というのも、例えば応安令が実行された結果、寺社本所一円領・武家領体制が成立すると理解されるが、村井氏の言うようにその影響力はさほど大きくなく、また法を受け取る側は恣意的な運用を行う。法令の意図と影響・効果との間に横たわる懸隔を念頭に置く必要がある。なお戦況との関連性に注目するために、条文に表れる幕府の現状認識に即して読み解いていく。分析対象は、半済令だけに止めず、内乱初期以来の荘園立法や荘園に関する政策も含める。その狙いは、内乱期の軍事政策全体を見通すとともに、その流れのなかに半済令を位置づけることにある。

実際の作業は法令解釈・政策論分析に終始することになるが、兵糧賦課のあり方やそれへの地下の対応などに関して、以下の理解を前提として<sup>13</sup>いる。武家政権による軍役賦課は、対モンゴル戦争をきっかけに寺社本所領にもなされ、室町幕府の軍制は寺社本所一円領と武家領にまたがって構築されていた。さらに観応の擾乱以来の軍事的緊張状態のなかで、守護が本所一円領にも諸役を課す一國総動員態勢が確立した。南北朝期の軍役賦課は、朝敵追討という正当性を有し、応じなければ敵対行為とみなされ攻撃・略奪の対象とされた。そのため荘家では地域の安全保障のため兵糧賦課に応じ、荘園領主ではその費用を必要経費として年貢から控除するようになり、観応以後には例えば東寺領丹波国大山荘では本所と地下とで半分ずつ負担するのが原則となった。但し兵糧米徴集は掠奪・濫

妨と紙一重であり、幕府や守護が寺社本所領を兵糧料所として軍勢へ預け置く行為の内実は、戦争の中で進展した莊園や所領の実力による占有（当知行）をとりあえず追認するものであったと考えられている。

なお本稿は、前稿「室町期における公事用途調達方式の成立過程」<sup>(14)</sup>では十分論じきれなかった、寺社本所領政策の解釈と先行研究との異同を示す、補論の位置にある。

## 第一章 半済令以前の寺社本所領政策

### 第一節 内乱初期の軍事体制

建武二年（一三三五）、足利尊氏は後醍醐天皇の建武政権から離反し、翌年正月には鎌倉から京都に攻め入るも、新田義貞・北畠顕家軍の攻撃を受け九州へ逃れる。その途上で持明院統の光厳院の院宣を獲得し、四月には東上し楠木正成・義貞軍を撃破、六月に入京を果たし八月に北朝を擁立する。囚われの身となった後醍醐は、一二月に吉野へ脱出し、これ以後、南北両朝が対峙することになる。だが早くも建武四年には南朝諸將が敗北を重ねる。三月には義貞の拠る越前金崎城が陥落、翌暦応元年（一三三八）五月に顕家が和泉で、閏七月に義貞が越前で戦死する。このように建武三年頃までは激しい戦闘が繰り広げられていたが、暦応年間には幕府の優位が固まってくる。まずはこの時期の寺社本所領政策からみていきたい。建武四年一〇月七日に追加法一が出された。

#### 一 寺社国衙領并領家職事

建武四 十七  
評

動乱之間、諸国大将・守護人、就便宜預置軍勢云々、於今者、可沙汰居雜掌之旨、被定下之処、

不<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>之由有<sub>二</sub>其訴<sub>一</sub>、甚招<sub>二</sub>罪過<sub>一</sub>、所詮任<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>、奉書并引付施行<sub>一</sub>、不日悉付<sub>二</sub>渡下地<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>預人交名<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>所領在所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>、若尚令<sub>二</sub>遲引<sub>一</sub>者、於<sub>二</sub>守護人<sub>一</sub>者改<sub>二</sub>易所職<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>大將并軍兵<sub>一</sub>者、或被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>其咎<sub>一</sub>、或雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>勲功<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>行恩賞<sub>一</sub>矣、(後略)

この法令は、動乱の間に国大将・守護が軍勢に兵糧として預け置いた国衙領や領家職の返還を命じたが、遵行がなされていまいとの訴えを受け、違反者の罰則(守護職改易・恩賞カット)を規定したものである。幕府の戦況認識は、「動乱之間」の兵糧料所を「於<sub>レ</sub>今者」返付せよとあることから、激戦が一旦は沈静化したとみているのは明らかである。事実、戦乱の続く前年には国衙正税・荘園年貢の三分の一を地頭・御家人が兵糧として収納することが、北朝・幕府によって公認されている。<sup>(15)</sup>したがって本法令は、戦乱の間に認めてきた国衙領・荘園の兵糧料所化を、戦況が安定したことにより停止することに方針転換した、戦後処理策と評価できる。兵糧料所預け置き禁止など鎌倉期の体制復帰を意図したものであるという島田氏による評価も、本法令の戦後処理の性格を言い当てたものだろう。ただ従来の研究が、本法令を出発点として幕府の政策基調は一貫して荘園保護にあったと論じる点は気に掛かる。その捉え方自体はおおむね妥当であるが、本法令の前提となる軍事体制強化策の存在が踏まえられず、方針転換という性格を十分汲み取ることができなかつたように思える。このことは本法令の評価のみに止まらず、寺社本所領政策全般に通じる問題であると考ええる。戦況との関連性や兵糧料所設置の認可/停止の別に着目するゆえんである。翌暦応元年の寺社本所領政策も、同様の方向性を持つ。七月二〇日には、幕府から「此間武家知行国衙等、如<sub>レ</sub>旧可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>公家御沙汰<sub>一</sub>之旨」の奏聞がなされた。<sup>(16)</sup>そして閏七月二九日の御前沙汰により追加法二・三が制定された。

## 一 諸国守護人事

建武五 後七 廿九御沙汰  
奉行 譚方大進房四忠

右、被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>守護<sub>一</sub>之本意、為<sub>二</sub>治国安民<sub>一</sub>也、為<sub>レ</sub>人有<sub>レ</sub>徳者任<sub>レ</sub>之、為<sub>レ</sub>国無<sub>レ</sub>益者可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之処、或募<sub>二</sub>勲功之賞<sub>一</sub>、或称<sub>二</sub>譜第之職<sub>一</sub>、押<sub>二</sub>妨寺社本所領<sub>一</sub>、管<sub>二</sub>領所々地頭職<sub>一</sub>、預<sub>二</sub>置軍士<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>行家人之条<sub>一</sub>、甚不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、固守<sub>二</sub>貞永式目<sub>一</sub>、大犯<sub>二</sub>三箇条之外<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>相綺<sub>一</sub>、爰近年不<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>用引付等之奉書<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>請文<sub>一</sub>、徒涉<sub>二</sub>旬月<sub>一</sub>、多累<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>、愁鬱之輩不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝計<sub>一</sub>、政道之違乱、職而由<sub>レ</sub>斯、仍就<sub>二</sub>違背之科条<sub>一</sub>、須<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>改定之沙汰<sub>一</sub>矣、

一 寺社并本所及武家輩所領等事、々書一通遣<sub>レ</sub>之、早守<sub>二</sub>彼状<sub>一</sub>、当国分来月十日以前、嚴密可<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>、將又土貢以下、令<sub>二</sub>先納<sub>一</sub>者、悉可<sub>レ</sub>糺<sub>二</sub>返<sub>一</sub>之、若猶遲怠者、任<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>之旨上、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

建武五年後七月廿九日

(藤氏)  
御判

## 播磨国守護 諸国同前(後略)

内容は、守護が寺社本所領や地頭職を押妨・管領し、それを軍士・家人へ預け置くいは宛て行うことを禁止し、先納(本所に先き立ち收納)<sup>(17)</sup>した年貢の糺返を命じるものである。この奏聞や御前沙汰はそれぞれ、兵糧料所として軍勢が知行してきた国衙領・寺社本所領の返還を命じたものである。

建武・暦応年間の寺社本所領政策は、建武年間の兵糧料所化公認・軍事体制強化の方針から、戦況の沈静化にもない兵糧料所の返付・軍事体制解除へと向う軍事政策としての意味を有していた。井原氏はこれを、軍事的必要から武家被官への本所領知行安堵と寺社本所領保護政策という二律背反の政策矛盾に直面したものとみる。この見解自体に異論はないが、戦況に応じて政策を修正しながら、二律背反の政策の両立を図る幕府の軍事政策の弾力性

に注目しておきたい。

## 第二節 二頭政治から観応の擾乱へ

暦応元年九月、南朝は戦局を建て直し劣勢を挽回すべく、義良・宗良両親王と北畠親房を東国へ、懐良親王を九州へ派遣するも、東国行きは大風のために失敗、懐良は味方する勢力に恵まれず上陸に手間取ることとなる。翌年八月には後醍醐が没し、康永二年（一三四三）には親房の拠る常陸国関城が陥落した。貞和三年（一三四七）は住吉・天王寺で楠木正行が足利直義派の山名時氏・細川頭氏に勝利するが、翌年の高師直・師泰の攻撃で敗死し、さらに吉野を攻められ南朝は賀名生に逼塞した。ここに幕府の優位は決定的となったが、幕府は内部分裂を始める。観応の擾乱である。貞和五年閏六月には直義の要請により師直は執事を罷免されたが、八月には直義の政務停止、直義派の上杉重能・畠山宗直の処刑が断行され、師直は執事に返り咲く。観応元年（一三五〇）一月には師直・師泰追討の軍勢を募る直義に対し、尊氏は直義追討の院宣を獲得し、翌月に直義は南朝に帰順する。翌年二月に直義軍は尊氏を摂津打出浜に破り、師直・師泰が殺害されるが、七月に直義は政務を返上し北陸へ逃亡、一〇月に尊氏も南朝に帰参し関東に赴いた。観応三年二月に直義が死去し、擾乱は幕を閉じる。

暦応・貞和年間には南朝に対する幕府優位の安定期であったが、貞和末年から幕府の内紛勃発により再び戦況は激化する。このようななか、いかなる寺社本所領政策が採られたのだろうか。安定期の貞和年間までは、寺社本所領の押領禁止が徹底された。追加法四・六・一〇・二五がそれである。ただ同様の法令の頻発は、寺社本所領に対する押領（別の見方では兵糧料所化）を容易には排除できなかったことを意味する。貞和二年の追加法二五では、「近



年擾乱、諸人困窮之間、以<sup>二</sup>寛宥之儀<sup>一</sup>、至<sup>三</sup>所職<sup>一</sup>者、不<sup>レ</sup>能<sup>二</sup>改補<sup>一</sup>、便<sup>三</sup>補前後年貢<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>避<sup>三</sup>渡下地於本所<sup>一</sup>とあり、年貢収納がままならない状況が窺える。なお暦応三年四月一六日の追以下法六について、田端氏は押領禁止・半済停止へと方針転換がなされたとするが、前述の通りその転換は既に建武四年段階でなされている。

しかし観応の擾乱を迎えると変化がみられる。観応元年一月一六日に、尊氏は次の三ヶ条の奏聞を行った。<sup>(18)</sup>

一 播州敵陣出来之由風聞之間、為<sup>二</sup>退治<sup>一</sup>要害国領垂水郷住吉已下保<sup>今所可<sup>二</sup>申請<sup>一</sup>事</sup>

一 西国寺社本所領事、雖<sup>二</sup>乱国<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>自專<sup>一</sup>之旨申入罷立了、而臨期難義非<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>邊迹<sup>一</sup>、若<sup>レ</sup>眞実為<sup>二</sup>難治<sup>一</sup>者可<sup>二</sup>申請<sup>一</sup>也、兼伺<sup>二</sup>時宜<sup>一</sup>云々、(三条目略)

これは播磨の直義とその養子直冬との戦鬪に備え、尊氏が「要害国領」の軍陣化あるいは兵糧料所化を申請し、西国寺社本所領では戦況が激化した国でも「自專」<sup>(19)</sup>(兵糧料所化)しないがやむを得ない場合はその申請を行う旨を予め伝えたものである。この時の尊氏方の現状認識は、「敵陣出来」「兵衛督入道有<sup>(直義)</sup>陰謀之企」(三条目)に示される。南朝とは別の新たな敵対勢力の登場を前にして、部分的な兵糧料所化を朝廷へ申請し、局所的に軍事体制を強化しようとしたと考えられる。

押領・兵糧料所化拡大の方向は、戦乱激化と高一族の権勢により進んでいくとみられる。それに歯止めをかけようとしたのが、観応二年六月の追加法五五であろう。ここでは復権した直義の主導の下で兵糧料所の濫設が禁止されているが、<sup>(20)</sup>直義の念頭にあるのは高一族の動向であろう。恩賞の不足を歎く武士に、近隣の莊園を押領すればよいと言いつつ師直の逸話や、兵糧料所を停止する方針にあった貞和年間に師泰独自と思われる兵糧料所設定の事

例が見出せる。<sup>(21)</sup>これを田端氏は、寺社本所保護を原則とする直義と畿内中心に半済を採用する尊氏・高一族と対比的に捉える。路線対立の有無はともかく、激しさを増す戦況にあつては軍事占領という現実が先行するはずだろう。戦乱の拡大にともない、押領・兵糧料所化はなし崩し的に全国へ拡大したことは想像に難くない。

以上、半済令以前の寺社本所領政策を分析した結果、戦況との連動性および兵糧料所の設置認可・禁止を基準とした軍事政策の側面が明らかとなった。これから軍事政策として半済令を見直していくこととするが、半済認可・禁止の区分が重要な指標となることが諒解されたであろう。

## 第二章 半済認可令の登場と転回

### 第一節 京都争奪戦と半済認可令

観応の擾乱後、南朝は直義派の残党をも糾合し攻勢に出て、一時的とはいえ約一〇年間で四度も京都を奪うことに成功する。南朝による京都占領は南北朝期を通じてもこの時期にしかみられない。最初の占領は観応三年（一二三二・文和元）閏二月で、北畠顕能・楠木正儀らが足利義詮を七条大宮で破った。だが翌月には義詮に京都を奪回され、八幡の後村上天皇以下の南朝軍は敗退した。翌文和二年六月には山名時氏の勢を得て義詮を京都から美濃へ駆逐したものの、七月には義詮に京都を奪われた。翌年一二月には直冬と桃井直常が尊氏を近江へ追い出し、年明けに入京を果たすも、三月には尊氏に京都を奪回された。直義死後も擾乱の余波は続き、文和年間には両朝間で激しい京都争奪戦が展開され、その度に幕府は劣勢に立たされている。

したがって幕府は、軍事体制強化を鮮明に打ち出す。それこそが半済令の導入であった。観応三年七月の追加法

一 寺社本所領事 観応三 七 廿四御沙汰

①依<sub>レ</sub>諸国擾乱<sub>一</sub>、寺社之荒廢、本所之牢籠、近年倍增、而適<sub>レ</sub>静謐<sub>一</sub>之国々、武士濫吹未<sub>レ</sub>休云々、仍仰<sub>レ</sub>守護人<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>国遠近<sub>一</sub>、差<sub>レ</sub>日限<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>施行<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>承引<sub>一</sub>輩上者、可<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>召所領三分<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>所帶<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>流刑<sub>一</sub>、若遵行之後、立帰致<sub>レ</sub>違乱<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>上裁<sub>一</sub>、相<sub>レ</sub>催国中地頭御家人<sub>一</sub>、不日馳<sub>レ</sub>向在所<sub>一</sub>、加<sub>レ</sub>治罰、如<sub>レ</sub>元沙汰<sub>一</sub>居雜掌於下地<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>申子細<sub>一</sub>、將又守護人有<sub>レ</sub>緩怠之儀<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>易其職<sub>一</sub>、

②次近江・美濃・尾張三箇国本所領半分事、為<sub>レ</sub>兵糧料所<sub>一</sub>、当年一作可<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>置軍勢<sub>一</sub>之由、相<sub>レ</sub>触守護人等<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>半分者、宜<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>渡本所<sub>一</sub>、若預人寄<sub>レ</sub>事於左右<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>去渡<sub>一</sub>者、一円可<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>付本所<sub>一</sub>、（追加法五六）

一 寺社本所領事 観応三 八 廿一御沙汰

③違<sub>レ</sub>背先日事書<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>使節遵行<sub>一</sub>、空欲<sub>レ</sub>馳<sub>レ</sub>過当年西収<sub>一</sub>之由、多以訴<sub>レ</sub>之、造意之企匠<sub>レ</sub>遁<sub>レ</sub>其咎<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>然之族<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>所当罪科<sub>一</sub>之上、縦雖<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>忠功<sub>一</sub>、永可<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>恩賞<sub>一</sub>、且諸方訴訟、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其沙汰<sub>一</sub>、

④次軍勢発向所々八箇国<sub>尾近江、美濃、伊勢、志摩、伊賀、和泉、河内</sub>本所領事、為<sub>レ</sub>兵糧料所<sub>一</sub>、当年一作可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>均分<sub>一</sub>之由、先度被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之処、或除<sub>レ</sub>先納分<sub>一</sub>称<sub>レ</sub>半濟<sub>一</sub>、或押<sub>レ</sub>遵行<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>皆納<sub>一</sub>云々、太不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、所詮両方員数承諾者、乃貢之相応分、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>子細<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>然者、為<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>混乱之妨<sub>一</sub>、仰<sub>レ</sub>雜掌<sub>一</sub>召<sub>レ</sub>出下地折中之注文<sub>一</sub>、預人可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>撰<sub>レ</sub>取一方<sub>一</sub>、若於<sub>レ</sub>彼地<sub>一</sub>亦致<sub>レ</sub>非分煩<sub>一</sub>者、守護人加<sub>レ</sub>嚴禁<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>進子細<sub>一</sub>矣、

⑤次先納分事、遂<sub>レ</sub>散用<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>便<sub>レ</sub>補兵糧方内<sub>一</sub>、縦預人雖<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>数輩<sub>一</sub>、守<sub>レ</sub>施行之日限<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>中分内<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>

令「割分」也、替「面改」名、不「可」責「本所半分」之子細同前焉、

⑥次寺社一円所領等事、且為「祈」国家之安全、且為「全」面々之運祚、軍士等尤「可」令「禁愼」哉、混「本所領」、曾不「可」致「違乱」、但戰場兩國餽兵糧事、兩陣相互及「闕如」者、隨「時儀」可「致」少分支配、寄「事於左右」、更不「可」及「私神用之闕怠」、此上条々若違犯者、罪名相「同先段」矣、

⑦次重施行事、面々群訴不「可」有「尺期」、無「殊子細」者、毎度難「成」御教書、先召「出守護專使等代」并當參論人、兩奉行人加「問答」、尋「究遵行難決之旨趣」之後、尚可「施行」哉否、可「有」其沙汰「矣」、(追加法五七)

①・③・⑦は、寺社本所領への違乱停止と遵行に関するもので、これまで再三出されてきた法令の内容と大差ない。新規の内容を持つ条項は②・④・⑤・⑥である。すなわち②では三ヶ国で当年に限り本所領半分を兵糧料所として軍勢に預け置くことを認め、④でそれが八ヶ国にまで拡大適用される。⑤は既に軍勢が微発した「先納分」に関する④の細則、⑥は寺社一円所領の半済適用除外規定と、いずれも半済の導入に付随する条項である。

半済適用認可は、鳥田氏の言葉では兵糧料所の制度化、永原氏の表現では年貢米押領の公認を意味する。一方で小林氏は②の「於「半分」者、宜「分」渡本所」の部分に注目し、本法令を戦後処理策と理解する。半済は軍勢が本所へ半分を返付する形で実現されると幕府は想定していることから、それまでの軍勢の当知行は否定・抑圧されることになるからだという。確かに半済を実行しようとするれば、ある面で軍勢を抑圧することになるだろう。だがこれまでの一連の寺社本所領政策を概観すれば、戦時の建武三年と観応年間を除き、兵糧料所化が公認されたものはない。他の法令と比較して、兵糧料所化の公認こそが両法令の特徴であって、その点は正当に評価されねばならな

い。それを田端氏は、半済適用国の守護が觀応の擾乱時の主要与党であったことから、彼らへの恩賞とみなし、畠田氏は、師直・直義の下に結集した有力守護大名以下の離反に備え、半済制度が施行されたとも指摘する。果たしてこの二法令は、何を意図したもののだろうか。

そこで意図を探るため、半済を適用する基準を明らかにしておきたい。追加法五六では、①半済適用を禁止本所への下地返付を命じる「適ニ静謐一之国々」と、②半済適用を認可する三ヶ国が対置されている。追加法五七では、①を継承し罰則を強化する③に続けて、④で軍事活動を行つてゐる八ヶ国における半済適用を認めている。両法令とも、軍事力を展開する地域では半済を認可し、それ以外では半済を認めていない。また半済とまではいかなくとも少分の兵糧の徴収も、戦況に応じて認めている。⑥では戦場となつてゐる河内・伊勢両国について、兵糧が欠如すれば寺社本所一円領の年貢を兵糧に割くことを許可してゐるのである。したがつて、半済の適用基準が戦況にあつたことは明らかである。これまで通り寺社本所領保護を基調としつつ、戦場・戦時に限り半済を含めた兵糧料所設置を認める両法令は、論功行賞にとどまらない、戦時における軍事体制強化策であつた。それを裏付けるかのよう<sup>に</sup>、④では下地中分で半済を実施する場合、分割した土地を預かり人が優先的に選択することを義務づけている。これは現地の地形・地勢を考慮して軍事・防衛上の都合を最優先した措置と考えられよう。

なお、両法令が応安令に引き継がれていく側面を重視する見解がある。小林氏は、兵糧徴収名目の本所領の実力占有、兵糧料所預け置き、守護半済を整理・抑制する両法令の延長線上に応安令が位置するとし、井原氏は、応安令にみえる「武家領」、半済を適用する「本所領」、禁止する「寺社一円領」という所領区分の登場に着目する。両法令が応安令へ直結していくものなのか、同一線上に位置するものなのかという問題は、その間に挟まれる法令の

評価がカギを握っている。その点を念頭に置きながら、引き続き検討を進めたい。

次に掲げるのは、文和四年八月の追加法七八である。

一 寺社本所領可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub> 一条々事 文和四年八月廿二日御評定山城國分事  
 右、於<sub>二</sub>濫妨國々<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>半済<sub>一</sub>、但於<sub>二</sub>所務<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本所進止<sub>一</sub>矣、至<sub>二</sub>靜謐國<sub>一</sub>者、悉急速可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>打<sub>一</sub>渡之、

一 於<sub>二</sub>恩賞相論<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>先御下文<sub>一</sub>者也、  
 一 本領安堵事、縦雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>錦小路被官并官方<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>御方<sub>一</sub>有<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub>者也、

一条目において、戦乱の国には半済を適用し、戦況が終息した国では寺社本所領の返付<sub>二</sub>兵糧料所化の停止を命じる。戦況を半済適用の基準としている点は、先の観応三年令を踏襲するものである。しかも半済適用国が特定されていた前法令から比べると抽象化した表現をとり、その分半済適用基準が明瞭になっている。この法令も戦時・戦地に限定して半済適用を認可する、軍事体制強化策であった。

だが同時に、戦後処理も見据えたものとなっている点も見逃せない。同じく一条目は、半済適用国も戦乱が沈静化するれば、半済停止へ移行することが想定されているように読める。三条目では、三月に終結した京都争奪戦の際に味方した旧敵に対してさえも、公然と恩賞を約束したものだろう。いまだ不安定要素を残すとはいえ、徐々に幕府の優勢に傾きつつあるなか、再び戦後処理の問題が意識され始めたことが垣間見える。

## 第二節 半濟令の転回

そして戦後処理策への転回を示すのが、延文二年（一三五七）九月の追加法七九〇八三である。法令分析に入る前に、延文年間の戦況をみておく。延文元年正月には斯波高経が、同四年四月には少弐頼尚が幕府に帰順し、一二月に義詮は関東執事畠山国清の援助で南方へ進発した。一方で五年五月には仁木義長が幕府に背き、九月には後村上が住吉神社まで侵攻するなど、有力者の離反や南朝の軍事行動が時折みられるも、幕府の優位は動かなかつた。では延文二年令を検討する。

## 寺社本所領条々

延文二 九十 御沙汰

## 一 帯御下文輩事

① 觀心以来、追年擾乱之間、任勇士之懇望、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>糺決<sub>一</sub>補任之条、不慮之儀也、因茲寺社荒廢、本所衰微、緋已至極云々、尤有<sub>二</sub>其恐<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付面々<sub>一</sub>本知行<sub>一</sub>之条勿論、但或賞戰場之大功、或依戰士之要須、以別儀充行之分不<sub>レ</sub>幾欺、於<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>此之所々<sub>一</sub>者、先均<sub>二</sub>分下地<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付一方<sub>一</sub>於雜掌也、至<sub>二</sub>相殘分<sub>一</sub>者、追可<sub>レ</sub>有其沙汰、

② 次寺社一円之地并 禁裏・仙洞勅役料所<sub>除本家領家語門跡兼帶地</sub>等事、猥転変之条、冥慮難<sub>レ</sub>測、敢不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>先段<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>

旧例<sub>一</sub>先返<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>、追可<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>給其替<sub>一</sub>、

③ 次要害地事、下地相分、年貢支配、兩様之多少、兼日難<sub>レ</sub>定、隨<sub>二</sub>在所之用否<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>臨時裁断<sub>一</sub>、

④ 次士卒等掠給地事、假<sub>二</sub>名字於他人<sub>一</sub>、称<sub>二</sub>闕所<sub>一</sub>之間、任<sub>二</sub>申請<sub>一</sub>被<sub>二</sub>充行<sub>一</sub>之分、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>混<sub>二</sub>別儀<sub>一</sub>之間、返<sub>二</sub>

付本所<sub>一</sub>後、追可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>替之沙汰<sub>一</sub>、

⑤ 一 向後補任事

云<sub>二</sub>永領分<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>一旦知行<sub>一</sub>、須<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止之<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>掠給之輩<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>行替<sub>一</sub>而可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付本所<sub>一</sub>也、

⑥ 一 預地同料所已下事

自<sub>レ</sub>元非<sub>二</sub>始終之儀<sub>一</sub>、何有<sub>二</sub>予儀<sub>一</sub>哉、仍同前、

⑦ 一 非分乱妨輩事

今年七月已後連々施行之處、多未<sub>二</sub>事行<sub>一</sub>云々、云<sub>二</sub>論人<sub>一</sub>云<sub>二</sub>守護<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>之旨、其沙汰先畢、今更不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、

⑧ 一 半済地事

或不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>御免<sub>一</sub>、守護人及自由之中分<sub>一</sub>、或充<sub>二</sub>給半済<sub>一</sub>、給主等致<sub>二</sub>過分知行<sub>一</sub>之条、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>非分乱妨<sub>一</sub>、仍子細同前、

以前条々、於<sub>二</sub>違犯輩<sub>一</sub>者、処<sub>二</sub>所當之罪科<sub>一</sub>、須<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>恩賞之後訴<sub>一</sub>也、

本法令は、武士を寺社本所領の所職に補任することに関する第一・二条(①～⑤)と、兵糧料所として預け置くことに関する第三～五条(⑥～⑧)に大別される。では各条項の内容を逐次確認していきたい。①観応以来の戦乱激化のため、勇士の懇望通りに寺社本所領の所職に補任してきたことは、予定外であった。これにより寺社は荒廢し本所は衰微した。本知行主へ返付するのは当然だが、戦功や戦争上の必要により特別に充て行つた分も少なくな



い。この場合はまず下地を均分し、一方を雑掌に返付し、残りの分の処理は後日決定する。②寺社一円地、禁裏・仙洞勅役料所等は全て返付する。当知行者には後日替地を与える。③要害の地<sup>(22)</sup>では、土地・年貢どちらを折半するか、在所の实情に応じその時々で裁断を下す。④他人の名字を語り闕所と称して士卒が掠めた下地は本所に返付し、後日替地を与える。⑤期限の有無を問わず、今後は寺社本所領の所職に武士を補任することは停止する。掠め取った者には替地は与えず本所に返還する。⑥兵糧料所として預け置いたのはそもそも一時的なことであるので、替地は与えず本所へ返還させる。⑦今年七月以後、非分の押領の打渡し遵行を順次進めているが、多くは未執行であるという。その場合、以前の決定通り論人と守護を厳科に処す。⑧許可なく守護が勝手に中分した半済地や、半済を給付された者がそれ以上の知行を行うことは非分の乱妨に変わりないので、厳科に処す。

内容を簡単に整理すると、今後の方針として、武士に対する寺社本所領の所職への補任(①・②・⑤)及び兵糧料所としての預け置きを禁止することが示され(⑥)、現在知行している分についての処置が記される。寺社一円地、禁裏・仙洞勅役料所の知行者へは、替地を給付する代りに即刻の返還を求めた(②)。その他の寺社本所領で恩賞や兵糧として補任した分については半分の返還を命じつつ、もう半分は処置が決定するまで暫定的な知行が認められ(①)、以前に正式な手続きを踏んで給付された兵糧料所・半済地も違反がない限り、すぐさま返付を義務づける規定はない(⑥・⑧)。要害地では、対処が必要な事態となるまでは返付の判断は保留する(③)。全体としては将来的な半済・兵糧料所の停止を目指しながら、恩賞地や要害地など特殊な土地についてはそれまでの経緯や現状を考慮して暫定的に武家の知行を認めるというものであった。この法令は半済停止準備令あるいは暫定的半済認可令と捉えることができよう。

次に、先行研究との条文の解釈の相違点について説明しておこう。問題となるのは①の「先均分下地」可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付一方於雜掌一也、至<sub>二</sub>相殘分<sub>一</sub>者、追可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>」の部分である。争点は、下地の均分が認められたのが初めてか否か、残り半分の沙汰とはいかなる内容かの二点である。まず前者については、佐藤進一氏が文和四年令までの年貢折半の原則が破棄され、土地の半済へ移行したと見なし、それを井原氏は室町幕府の莊園政策立法の特質をよく言い当てていると評した。だが、土地の半済は最初の観応三年令で既に想定されている。村井氏の指摘を待つまでもなく、追加法五七の年貢の折半による混乱を避けるため下地中分が提示された部分（前掲④）から、土地そのものの折半も容認されていたことが分かる。続いて後者についても、井原氏は「武家被官が知行せよ」と訳し、本所領半分の武家領化を特別措置として公認するものとした。しかし宮川氏のように直訳すれば、「残りの半分については後の沙汰を待つように」となるのであって、武家被官が知行できるのはあくまで「後の沙汰」の時点にまで限られ、その領有権を保障するものでは決してない。本法令の趣旨に照らして、まず半分を本所へ返付した後、残り半分の返付については後日判断する、二段階の返付方式を読み取るべきである。井原氏はこの段階的措置を見落としている。本法令の画期性を認めること自体は井原氏に賛同するが、「年貢の半済から土地の半済へ」「本所領から武家領へ」という半済の深化という方向で評価することは妥当ではあるまい。

これを踏まえ、本法令の全体的評価に話を進めよう。井原氏は、「下地の半済」によって「武家領」の残り半分が本所領として保護され、「寺社一円地」と「禁裏仙洞勅役料所」という特別所領保護枠が設けられた、室町幕府独自の莊園政策とみる。「下地の半済」は観応の擾乱での武家被官組織という現実的対応策の追認とし、その半面で莊園領主層の利益の保証を目指したとする。また田端氏は、本所領の犠牲の上に寺社一円領を保護する、つまり

半済の停止と促進の両面の折中的法令と評価した。両者の指摘通り、半済停止・認可の両面が併存していることは事実だが、併存状態はあくまで暫定的で将来は半済停止に収斂していくことを狙ったものであった。島田氏が断言するように、「幕府の意図としては、半済・兵糧料所の全面的な制限であったことは明らか」<sup>(25)</sup>だろう。ただ島田氏の評価で本法令の性格を余すことなく捕捉できているかという点、疑問が残る。そこで本法令に特徴的な暫定的処置に至る背景・根拠に注目したい。

半済や武家の知行継続認可の根拠は①の戦功や兵糧、③の要害地である。延文二年の時点に立つて観応以来の戦乱に対処してきたあり方を見直す一方、戦時の措置や当時の軍事上の問題に配慮した結果が暫定的な処置となつて現れたのである。その背後には、戦時から平時への転換期と捉える幕府の現状認識が窺える。本法令は、戦況の変化に応じて観応以来の軍事体制強化策から半済・兵糧料所の停止による軍事体制解除へと転換を図り、その間の暫定的措置を設ける過渡的な性格を有していた。「幕府は莊園の種類ないし領主権の在り方と武士の所領要求とを、段階的に分けて処置する方針をとつた」と指摘した宮川氏は、この性格を既に見抜いていたのかもしれない。

### 第三章 半済停止令から応安令へ

康安元年（一三六一）八月、九州の菊池武光・懐良親王は大宰府を奪い、九月に細川清氏が南朝に帰参、一二月に清氏・正儀が幕府から京都を奪つた。しかし義詮がすぐに京都を奪還して京都争奪戦は終結、貞治二年（一三六三）に大内弘世・山名時氏という南朝方の二大勢力が幕府に帰順したことで、南北朝内乱の大勢は決したといわれている。同六年の義詮没後は、管領細川頼之が義満政権の基礎を固め、応安二年（一三六九）に正儀の帰参、翌年

に今川了俊の九州探題就任、五年に了俊による大宰府攻略、六年に南朝の天野行宮攻略、吉野への長慶天皇撃退と、南朝に対する幕府の圧倒的優位が確立した。

貞治年間の寺社本所領政策は、戦況の安定と延文二年令での方針転換を承け、半済停止令となつて現れる。貞治三年八月、美濃・尾張の寺社本所領半済分について、一兩年押領地は無条件に、多年押領地は引付奉書を条件に返付することが定められた。<sup>(26)</sup>同五年八月の御前沙汰では、撰津・若狭守護斯波高経の失脚によつて、兩國の寺社本所一円領の返付が決定された。<sup>(27)</sup>そして同六年六月二七日には、追加法八四・八五が出された。<sup>(28)</sup>

被押侍事書寫之  
寺社本所領事 貞治六 六 廿七  
御沙汰

先々有<sub>レ</sub>其沙汰<sub>一</sub>、毎度雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下知御教書<sub>一</sub>、曾無<sub>二</sub>遵行之実<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>今度<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>別儀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub>之間、先山城国分、云<sub>二</sub>恩賞之地<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>公方之料所<sub>一</sub>、將又非分押領之所々、彼是共仰<sub>二</sub>侍所<sub>一</sub>可<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>、若有<sub>下</sub>申<sub>上</sub>異儀<sub>一</sub>之輩上者、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>重御教書<sub>一</sub>、就<sub>二</sub>使節注進<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>申無<sub>二</sub>其謂<sub>一</sub>者、於<sub>二</sub>当参奉公之仁<sub>一</sub>者、可<sub>二</sub>去渡<sub>一</sub>之旨、直被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>仰<sub>一</sub>之、猶不<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>收<sub>二</sub>公別所領<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>在国武士甲乙人等<sub>一</sub>者、差<sub>二</sub>遣官軍<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>治罰<sub>一</sub>也、次使節又緩怠者、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>矣、

寺社本所領の返付の実施に向け、侍所による遵行や当知行者の別の所領没収、官軍派遣など厳しい手段が講じられている。そしてこれを山城国から全国に波及させようという意思が看取される。延文二年令と異なり、恩賞地だろうが將軍の料所だろうが全て返付の対象とされ、もはや戦争状態は意識されなくなっている意味は重い。幕府は戦乱が収まったと判断し、山城国を手始めに軍事体制の完全解除を目指す半済停止令を出すに至ったといえよう。

なお先行研究では、村井・田端両氏が本法令の寺社本所領保護方針が応安令に継承されたとする。これについては応安令の分析のなかで言及したが、寺社本所一円領に特化していた保護の対象が寺社本所領全般に及んでいる点には注意する必要がある。

さていよいよ、これまで注目を集めてきた応安令（追加法九七）の検討に移りたい。

一 寺社本所領事

応安元 六十七 布施  
彈正大夫入道昌隆奉行之

禁裏 仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領等、異<sub>二</sub>于他<sub>一</sub>之間、曾不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>半濟之儀<sub>一</sub>、固可<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>武士之妨<sub>一</sub>、其外諸国本所領、暫相<sub>二</sub>分半分<sub>一</sub>、沙<sub>二</sub>汰<sub>一</sub>付<sub>レ</sub>下地於雜掌、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>向後知行<sub>一</sub>、此上若半分之預人、或違<sub>二</sub>亂雜掌方<sub>一</sub>、或致<sub>二</sub>過分掠領<sub>一</sub>者、一円被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>本所<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>濫妨人<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>也、將又雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>本家寺社領之号<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>領家人給之地<sub>一</sub>者、宜<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>本所領<sub>一</sub>歟、早守<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>一円之地<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>半濟之地<sub>一</sub>、嚴密可<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>渡于雜掌<sub>一</sub>矣、

次自<sub>二</sub>先公御時<sub>一</sub>、本所一円知行地事、今更称<sub>二</sub>半濟之法<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>改動、若令<sub>二</sub>違犯<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其咎<sub>一</sub>焉、

次以<sub>二</sub>本所領<sub>一</sub>、誤被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>地事、被<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>行替<sub>一</sub>之程、先本所与<sub>二</sub>給人<sub>一</sub>、各半分可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>守護人之綺<sub>一</sub>矣、

次月卿雲客知行地頭職事、為<sub>二</sub>武恩<sub>一</sub>被<sub>二</sub>補任<sub>一</sub>之上者、難<sub>レ</sub>混<sub>二</sub>本所領<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>半濟之儀<sub>一</sub>焉、

内容は先学が指摘してきた通り、半濟除外地（禁裏・仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領、本所一円知行地、公卿殿上人が知行する地頭職）と適用地（その他の諸国本所領、本家寺社・領家人給の地）が明確に示され、半濟

適用について地域・期間の限定が撤廃されたことが、これまでの半済令とは異なる。

応安令が莊園制に対して保護的な側面と侵略的な側面とを内包していた点は周知の通りである。従来は両面をいかに統一的・整合的に理解するかで評価が分かれてきた。永原氏は、半済適用地を地頭職が設定された所領と解釈し、寺社本所一円領などの半済除外地に比べ圧倒的比重を占めるとして、侵略的側面を重視する。永原氏は、半済適用基準を地頭職の有無に求めたのであるが、「一円」の対概念は「半済」であり地頭職の有無は問題にならないとする笠松氏の発言の方が妥当であろう。それは「云一円之地」、云「半済之地」との表現に端的に示されているし、半済除外地は「曾不<sup>(28)</sup>可<sup>(29)</sup>有<sup>(30)</sup>半済之儀」というのが幕府の公式見解であることから裏付けられる。笠松氏の批判を<sup>(28)</sup>発展させ、半済適用については半済を超えた押領の抑制を意図したと解釈する村井氏の研究以後、莊園制保護の側面を重視する見解が大勢を占めるようになる。その一方で近年、永原氏自身の反論<sup>(29)</sup>に加えて、桑山氏が諸国本所領で年貢半納の固定化・半済許容を無期限で全国に拡大させる兵糧料所認定の動きの最終到達点と評価し、永井氏が半済停止の目的はなかったと述べるなど、議論の揺り戻しがみられることは無視できない。応安令の莊園制保護の側面を踏まえ、半済認可に期間・地域限定を外した点を改めて問い直す必要があるだろう。そこで以下では、応安令を軍事政策として、それまでの法令からの一連の流れに位置づけながら考えてみたい。

応安令の軍事政策の側面については、戦後処理の性格が指摘されている。島田氏は、莊園体制維持を狙う応安令の背景に、貞治二年の山名時氏らの帰順による戦局の收拾を見出す。村井氏は、軍事的基盤整備のため半済が実施された非常の軍事体制を、平常に戻す意図が含まれていたことを看破した。いずれも戦況との関連性を意識した貴重な指摘ではあるが、応安令以前の軍事政策、特に貞治段階の政策との関係が十分考慮されていないことにより

がある。延文二年令における軍事体制解除への方針転換を踏まえ、その実現を目指したのが貞治の半済停止令であった。しかし応安令は再び半済を認可、しかも半済適用基準を戦況から領有形態に変更し、半済の一部永続を認めるものである。つまり、延文二年令以来の軍事体制完全解除の方針を下方修正し、それを一部残存させるものが応安令なのである。莊園制保護の観点からすれば、応安令は貞治年間より後退したものとなっている。応安令に際して出された勅許の存在が、そのことを如実に物語っている。貞治年間ひいては内乱初期以来の方針では、寺社本所領の兵糧料所化はあくまで戦乱が終息するまでの臨時的措置であった。応安令によって兵糧料所の存続という恒久的不利益を蒙る本所側に、その了解を取り付ける必要から生まれたのが勅許であった。<sup>(31)</sup>なお軍事体制完全解除の方針の変更を余儀なくさせた原因は、文和年間以降の寺社本所への打渡し遵行の担当者、半済給人・寺社本所領知行者・押領者の被官化を進める守護であったことによる、遵行体制の構造的欠陥にあった。<sup>(32)</sup>

ところでこれまでの研究では、寺社本所領保護の姿勢や武家領・寺社一円領（諸国本所領）という所領区分などから、起源については見解が分かれるものの応安令に至るまでの連続性が強調されてきた。しかし少なくとも応安令とそれ以前の半済令との間には、段階差を認めざるを得ないだろう。かといって、村井氏や島田氏のように、この段階差を押えるだけでは、一連の半済令、寺社本所領政策の総体的評価としては問題を残す。軍事政策としてみた場合、応安令以前の半済令においても段階差が見出せるからである。

建武年間にまで遡れば、全国規模で戦乱が展開し一時は尊氏方が窮地に立たされることもあった建武三年において、公武権力によって公認された莊園年貢や国衙正税の軍勢知行が、幕府優位に傾いた翌年・翌々年には停止され、軍事政策は強化策から解除策へと転換した。戦況の安定した暦応・貞和年間には寺社本所領の返付を頻りに命じ、

軍事体制解除の実現が図られた。しかし観応の擾乱に突入すると、戦場のみ局所的に寺社本所領を兵糧料所化して軍事体制を整え、擾乱後の混乱のなかで半済令が発令される。半済認可か停止かを基準として、半済令は文和、延文、貞治、応安と三段階で把握される。すなわち、文和年間の半済を認可する軍事体制強化策から、延文二年の暫定的半済認可令・半済停止準備令を境に軍事体制解除へと転換し、貞治年間の半済停止令で徹底化を目指すも、応安令では一部半済を認可する形で平時の体制へ移行することとなる。この変遷は、内乱期の寺社本所領政策・半済令の本質が、戦況の変動に対応しようとする幕府の軍事政策であったことに由来することはいうまでもない。

### おわりに

以上、軍事政策として南北朝内乱期の寺社本所領政策を整理してきた。その結果、戦況との関連性、半済令の三つの段階など、これまで荘園政策として読み解いてきたのとは違った側面が浮かび上がってきた。

そもそも従来の研究は、荘園制が南北朝内乱を通じていかに変容・変質したかという関心から、そこに幕府の寺社本所領政策がいかに影響を与えたのかという観点から議論を重ねてきた。そしてこれからも追究していくべき課題であることに変わりはない。ひるがえって、法令解釈に拘泥し、この問題を論ずるに至らなかつた本稿に、いかなる研究史的意義があつたのだろうか。従来は荘園制への影響力を重視するあまり、ややもすれば政策意図とその実現との距離への注意が疎かになってしまつたり、荘園の実態に引き付けた法令解釈を行つてしまつた面がないとはいへまい。<sup>(33)</sup> 例えば井原氏は、寺社本所領返付を厳命する貞治六年令によつて下地の半済が強制執行されていつたとみなし、永原氏は、荘園経営の実態分析の結果（東寺領荘園の本案職消滅）に基づき応安令の荘園制解体を促



進する役割を強調した。本稿では、荘園制への影響力という事後的な問題以前に、眼前に横たわる現実に幕府がいかに対処していったのか、そのなかで寺社本所領政策はいかなる意図に基づき、いかなる役割を期待されて打ち出されたものなのか、それを明らかにしたつもりである。この点が近年活況を呈している中世後期荘園制論に幾分なりとも寄与できればと願うばかりである。

## 注

- (1) 観応三年(一三五二)七月の追加法五六から、追加法五七、七八、七九、八三、八四・八五を経て、応安元年(一三六八)の追加法九七までの、荘園の年貢・土地半分の兵糧料所化に関する一連の法令。各法令は佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集二 室町幕府法』(岩波書店、一九六七年)所収。以下、「追加法〇」と略記。史料引用の際、適宜返り点を改めた。
- (2) 島田「半済制度の成立」(『日本中世の領主制と村落』上、吉川弘文館、一九八五年。初出一九五六年)、永原「荘園制解体過程における南北朝内乱の位置」(『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年。初出一九六三年)。
- (3) 宮川「荘園制の解体」(『宮川満著作集一 荘園村落・農民の動向』第一書房、一九九八年。初出一九六三年)、工藤「荘園制の展開」(『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年。初出一九七五年)、同「荘園制的土地所有と農民支配」(同書所収、初出一九八七年)。
- (4) 「徳政としての応安半済令」(『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年。初出一九八九年)。なお村井「南北朝の動乱」(同編『日本の時代史一〇 南北朝の動乱』吉川弘文館、二〇〇三年)で、この論考を補足している。
- (5) 前掲註(3) 工藤論文、高橋典幸「武家政権と本所一円地」(『日本史研究』四三一、一九九八年)、同「荘園制と武家政権」(『歴史評論』六二二、二〇〇二年)、伊藤俊一「中世後期の地域社会と荘園制」(『新しい歴史学のために』二四二・三合併号、二〇〇一年)、同「室町幕府と荘園制」(『年報中世史研究』二八、二〇〇三年)、国立歴史民俗博物館研究報告「一〇四(二〇〇三年)、岡野友彦「応永の檢注帳」と中世後期荘園制」(『歴史学研究』八〇七、二〇〇五年)など。

- (6) 「荘園制的収取体系の変質と解体」(「荘園制と中世村落」吉川弘文館、二〇〇一年。初出一九九九年)。
- (7) 永井「初期室町幕府の荘園政策」(「南山経済研究」一九一三、二〇〇五年)、同「南北朝内乱期の荘園制と幕府朝廷」(「同二〇一一年」、同年)。井原「室町期東国本所領荘園の成立過程」(「国立歴史民俗博物館研究報告」一〇四、二〇〇三年)。
- (8) 「室町前期の半済」(「日本歴史」六二四、二〇〇〇年)。
- (9) 「南北朝における半済」(「室町幕府の政治と経済」吉川弘文館、二〇〇六。初出二〇〇三年)。
- (10) 「日本中世の一揆と戦争」(校倉書房、二〇〇一年) 二七八頁。
- (11) 観応三年令には田端・小林両氏、応安令には島田・村井両氏が言及している。
- (12) 前掲註(2) 島田論文三三四頁、宮川論文四八一〜四八四頁。
- (13) 伊藤俊一「中世後期における「荘家」と地域権力」(「日本史研究」三六八、一九九三年)、辰田芳雄「守護役と年貢減免闘争」(「歴史学研究」六四二、一九九三年)、高橋典幸「武家政権と戦争・軍役」(「歴史学研究」七五五、二〇〇一年)、高橋ほか「日本軍事史」(吉川弘文館、二〇〇六年)、前掲註(5) 高橋論文、(10) 小林著書。
- (14) 「日本史研究」五二七、二〇〇六年。以下、「前稿」とはこれを指す。
- (15) 「南北朝遺文 中国・四国編」五〇七・五〇八号。前稿六頁参照。
- (16) 「中院一品記」同日条(「大日本史料」同日条)。
- (17) 前掲註(3) 工藤「荘園制的土地所有と農民支配」、小林一岳「南北朝の「戦争」と安全保障」(註(10) 著書所収)。
- (18) 「園太暦」(統群書類従完成会) 同日条。
- (19) 井原氏は「自専」の主語を朝廷・本所側とする(前掲註(7))が、正当な権利者である北朝・本所と「自専」に含意される不当な行為とがそぐわず、また後段の「臨期(中略)可申請」の意味も理解できなくなる。「乱国」において「自専」する主体として第一に想定されるのは、やはり現地で軍事活動を行う武士勢力であろう。
- (20) 前掲註(2) 島田論文、(8) 田端論文。
- (21) 「太平記」卷二六。「園太暦」貞和四年二月五日条には掃部寮領河内国大庭御厨が師泰の成敗で兵糧として軍勢に与えられたとあり、和泉国日根荘領家職半分と泉南郡御佃半分が師泰加判の御教書によって兵糧料所とされている(「大日本史料」同年一〇月二七日条)。島田論文参照。

(22) 「要害地」としては、軍事上でも重要拠点となる交通上の要衝(田中大喜「南北朝期在地領主論構築の試み」『歴史評論』六七四、二〇〇六年、拙稿「南北朝内乱と左馬寮領」『三浦家文書の調査と研究』大阪大学大学院日本史研究室・枚方市教育委員会、二〇〇七年参照)や、例えば建武三年に赤松円心が新田義貞を迎え撃った播州白旗城のような険峻な場所が想定される。

(23) 『園太暦』延文二年七月二十九日、閏七月三日条参照。

(24) 佐藤「南北朝の動乱」(中央公論社、一九七四年)三二八頁、前掲註(3) 工藤「荘園制的土地所有と農民支配」。

(25) 前掲註(2) 島田論文三二四・三三五頁。

(26) 『師守記』(史料纂集)貞治三年八月一日条。

(27) 『後愚昧記』(大日本古記録)貞治五年八月八日条、「東寺百合文書」は一一一。

(28) 追加法八四・八五の關係については前稿二二頁参照。前稿では八五を引用したので、本稿では八四を掲げた。

(29) 『シンポジウム日本歴史八 南北朝の内乱』(学生社、一九七四年)九四〜一〇一頁。

(30) 永原慶二『莊園』(吉川弘文館、一九九八年)二三五〜二五〇頁。

(31) 勅許について、佐藤氏は幕府の利益を表現する手続き、笠松氏は半済を量的に拡大・恒久化する正当な権限として固める目的があったと指摘している(前掲註(24)・(29))

(32) 外岡慎一郎「鎌倉末〜南北朝期の守護と国人」(『ヒストリア』一三三、一九九一年)、前掲註(4) 村井論文。

(33) この距離を埋める作業として、村井氏のような法令の適用事例の収集・分析の積み重ねが必要である。

(大学院博士後期課程学生)

〔追記〕成稿後、田中大喜「在地領主結合の複合的展開と公武権力」(『歴史学研究』八三三、二〇〇七年)が発表された。併せて参照されたい。

## SUMMARY

## “Hanzei-rei” Edicts as a Military Policy

Kazuhiro MATSUNAGA

“Hanzei-rei” (半済令) were the edicts announced by the Muromachi Shogunate in the middle of the 14th Century. “Hanzei” (半済) meant to divide the annual tribute or tax from manors in half to be able to spend one half on the war. In this article I interpret “Hanzei-rei” as a military policy.

The former studies discussed the question if the content of “Hanzei-rei” was aggressive or protective for the manor system. In recent years, Hanzei-rei has been estimated as a protective aspect or an aspect which promoted the rearrangement of manor system.

Particularly the last of “Hanzei-rei” is thought to have been epoch-making. But it had both sides of the permission and the prohibition of “hanzei” at the same time. For the purpose of the former cannot be fully understood. To understand the whole content of “Hanzei-rei”, we need to pay attention to the military matter. Accordingly, I studied the relationship between “Hanzei-rei” and the war situation.

After the study, I noticed that the Muromachi Shogunate authorized and prohibited “hanzei” according to the war situation. When the battle became intense, “hanzei” was authorized to reinforce the military system. On the contrary, when the battle became calm, it was lifted to shrink the military system.

Today, the argument of the late medieval manor system is active. As the premise of argument of “Hanzei-rei” as a manor policy, we must take the military policy into consideration.

キーワード：半済令，軍事政策，南北朝内乱，兵粮料所，寺社本所領